

旧御殿水源地（高松市水道資料館）管理要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、旧御殿水源地（高松市水道資料館）（敷地（敷地北側に隣接する駐車場を含む。）及び敷地内の全ての建物のことをいう。以下「旧御殿水源地」という。）の運営及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（名称及び所在）

第2条 旧御殿水源地の名称、通称及び所在は、次のとおりとする。

名 称	通 称	所 在
旧御殿水源地	高松市水道資料館	高松市鶴市町1360番地

（事業）

第3条 旧御殿水源地においては、次に掲げる事業を行う。

- （1）水や水道に関する資料（以下「資料」という。）の収集及び保管並びに展示を行う。
- （2）水や水道に関する展覧会、講習会等の開催及びその奨励を行う。
- （3）水や水道に関する情報の提供を行う。
- （4）旧御殿水源地を、水や水道に関する集会及び展示並びにお客様のために提供する。
- （5）前各号に掲げるもののほか、香川県広域水道企業団高松ブロック統括センター所長（以下「所長」という。）が特に必要と認める事業を行う。

（開館時間）

第4条 旧御殿水源地の開館時間は、午前10時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、所長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第5条 旧御殿水源地の休館日は、12月29日から翌年1月3日

までとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、これらが解除されるまでの間、臨時に休館する。

(1) 高松市に暴風警報、暴風特別警報、暴風雪警報、暴風雪特別警報のいずれかの気象警報が発表されたとき。

(2) 香東川に氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報のいずれかの洪水予報が発表されたとき。

(3) 旧御殿水源地が所在する地域に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)のいずれかの避難情報が発令されたとき。

3 前2項の規定にかかわらず、所長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

(入館料及び使用料)

第6条 旧御殿水源地の入館料及び使用料は、無料とする。

(使用申請)

第7条 団体で見学を行おうとする者及び旧御殿水源地を見学以外の目的で使用しようとする者は、あらかじめ所長に申請し、許可を受けなければならない。許可された事項を変更する場合も同様とする。

2 前項の規定による使用許可の申請は、使用しようとする日の前日(その日が休日(日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び土曜日並びに12月29日から翌年の1月3日までをいう。)に当たるときは、これらの日の前日)までに行わなければならない。

(使用許可の基準等)

第8条 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1) 第3条に掲げる事業以外の目的に使用するおそれがあるとき。

(2) 旧御殿水源地の秩序を乱すおそれがあるとき。

(3) 建物、附属設備及び資料等を汚損又は破損し、若しくは滅失するおそれがあるとき。

(4) その他、旧御殿水源地の管理上支障があると認められるとき。

2 所長は、管理上必要があると認められるときは、使用の許可に条件を付することができる。

(審査及び通知)

第9条 所長は、第7条に規定する使用申請を受理したときは、速やかに審査を行い、口頭又は文書にて、申請を行った者にその可否を通知する。

(使用目的の変更等の禁止)

第10条 前条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の目的を許可なく変更し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し及び停止等)

第11条 所長は、使用許可後において、第5条第2項及び同条第3項の規定により臨時に休館するとき、又は第8条第1項各号の一に該当する理由が生じたとき、若しくは使用者が第8条第2項の許可条件又は前条の規定に違反したときは、使用許可を取り消し、又は停止し、若しくは条件を変更することができる。この場合において、使用者が損害を受けても、所長はその責めを負わない。

(使用の取消し)

第12条 使用者が当該使用を取り消すときは、口頭又は文書にて、速やかに所長に届け出なければならない。

(入館者及び使用者の遵守事項)

第13条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 喫煙をしないこと。

(2) 火気を使用しないこと。

(3) 危険物を持ち込まないこと。

(4) 無人航空機を飛行させないこと。

- (5) 自転車、バイク、車等を乗り入れないこと。
- (6) 動物を持ち込まないこと。ただし、身体障害者が同伴する身体障害者補助犬については、この限りでない。
- (7) 集会、販売、配布等を行わないこと。ただし、所長の許可を得た場合又は所長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- (8) 他の入館者の迷惑となる行為をしないこと。
- (9) 建物、附属設備及び資料等を汚損又は破損し、若しくは滅失するおそれのある行為をしないこと。
- (10) その他、職員又は使用者の指示に従うこと。

2 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 旧御殿水源地の管理及び施設運営に支障を来すような行為をしないこと。
- (2) 使用後は、速やかに原状に復した後、職員の点検を受けること。
- (3) 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。
- (4) 使用許可を受けた部分への入場者に前項の事項を守らせること。
- (5) その他、職員の指示に従うこと。

(汚損等の届出)

第14条 入館者又は使用者が、建物、附属設備及び資料等を汚損又は破損、若しくは滅失したときは、直ちに所長に届け出なければならない。

(利用の制限)

第15条 所長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 秩序を乱し、若しくは公益を害し、又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 建物、附属設備及び資料等を汚損又は破損、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者

(3) その他、旧御殿水源地の管理上支障があると認められる者
(損害賠償)

第16条 入館者又は使用者が、自己の責めに帰すべき理由により、
建物、附属設備及び資料等を汚損又は破損、若しくは滅失したと
きは、所長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。
(責任者)

第17条 旧御殿水源地の管理責任者及び防火責任者は、香川県広域
水道企業団高松ブロック統括センター総務課長とする。
(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、所長が定め
る。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。